

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

平成 24 年 3 月

宮 古 市

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

目 次

1. 本計画の概要	1
2. 本計画策定までの経緯	1
3. 土地利用の方針	2
4. 公共施設の配置方針	4
5. 地区別の復興まちづくり計画	5
(1) 田老地区 地区復興まちづくり計画	6
(2) 鍬ヶ崎地区 地区復興まちづくり計画	8
(3) 愛宕・築地・光岸地地区 地区復興まちづくり計画	10
(4) 中心市街地地区 地区復興まちづくり計画	12
(5) 藤原地区 地区復興まちづくり計画	14
(6) 磯鷄地区 地区復興まちづくり計画	16
(7) 高浜地区 地区復興まちづくり計画	18
(8) 金浜地区 地区復興まちづくり計画	20
(9) 津軽石地区 地区復興まちづくり計画	22
(10) 赤前地区 地区復興まちづくり計画	24
(11) 摂待地区、(12)小港地区 地区復興まちづくり計画	26
(13) 松月地区、(14)女遊戸地区、(15)中ノ浜地区、(16)宿地区、 (17)日出島地区、(18)大沢地区 地区復興まちづくり計画	27
(19) 堀内地区、(20)小堀内地区、(21)葉の木浜地区 地区復興まちづくり計画	28
(22) 白浜地区、(23)小鯖沢地区、(24)太田浜地区 地区復興まちづくり計画	29
(25) 追切地区、(26)浦の沢地区、(27)鶺鴒地区 地区復興まちづくり計画	30
(28) 荒巻地区、(29)音部地区 地区復興まちづくり計画	31
(30) 重茂里地区 地区復興まちづくり計画	32
(31) 千鷄地区 地区復興まちづくり計画	33
(32) 石浜地区 地区復興まちづくり計画	34
(33) 川代地区 地区復興まちづくり計画	35

1. 本計画の概要

昨年3月11日の東日本大震災で、宮古市では死者・行方不明者約530名、流失、全壊した家屋約3,700棟という大きな被害を受けました。市では、この東日本大震災からの復興を目指し、昨年6月1日に「宮古市震災復興基本方針」を策定するとともに、10月31日「宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)」を策定しました。

本計画は、「宮古市東日本大震災復興計画」の下位計画としての位置づけで、被災した市内33地区において推進する復興のためのまちづくりの計画について、その内容を示すものです。

本計画には、総論としての土地利用の基本方針及び公共施設の配置方針とともに、各地区別の復興まちづくりの基本的な方針や事業手法の概略等についてお示ししてありますが、事業の詳細については、今後被災された方からの意向確認、測量調査等を実施し、具体的に決定していくこととなります。

市では、本計画に基づき、各被災地の1日でも早い復興を目指し、復興まちづくり事業を推進します。

2. 本計画策定までの経緯

市では、復興まちづくり計画の策定にあたっては、住民の合意形成が重要であり、そのためには計画の策定に住民自ら参画していただくことが最も効果的であると考えました。このことから、被災した33地区について、状況に応じて2つの方法により復興まちづくり計画をまとめてきました。

1つ目が自治会、消防団、PTA等から選出された住民代表を構成メンバーとして、地区としての計画を取りまとめ、市長に対して提言していただく「検討会立ち上げ型」であり、被災戸数が100戸以上の10地区で実施していただきました。また、もう1つが住民全員を対象とする意見交換会や個別の意向確認を行う「全体協議型」であり、被災戸数が40戸未満の23地区で実施しました。

「検討会立ち上げ型」の地区から市長に対して提出された提言と「全体協議型」の地区での意見交換や個別の意向確認で示されたご意向等を可能な限り尊重し、市が行政としての検討を行い成案としてまとめたものが、本計画です。

● 「地区復興まちづくり計画」を策定するまでの経緯

期 日	内 容
平成23年 3月	東北地方太平洋沖地震発生(3/11)
平成23年 6月	◆宮古市震災復興基本方針策定(6/1) ◆宮古市震災復興に係る市民懇談会開催(6/23~7/4、14会場、参加者数1,516人)
7月	◆復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査を実施(7/8~7/26、被災地域及び周辺の6,644世帯を対象。回収数は3,200世帯(48.2%)。 ◆第1回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(7/25)
8月	◆第2回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(8/23)
9月	●■第1回地区復興まちづくりの会(9/6~10/8、市内23会場、参加者数1,239人) ◆第3回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(9/13) ◆第4回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(9/28)

期 日	内 容
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案パブリックコメント実施(10/1~10/20) ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案に係る市民説明会開催(10/14~10/18、市内7会場、参加者数452人) ◆第5回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(10/28) ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)を策定(10/31) ■第1回意向調査(10/12~11/15) ●第1回地区復興まちづくり検討会(10/25~11/11)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回地区復興まちづくり検討会(11/24~12/9)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換会(12/12~1/11) ●第3回地区復興まちづくり検討会(12/20~1/13)
平成24年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ●地区復興まちづくり計画(素案)内覧会(1/14~1/24、市内13会場、参加者数667人) ●第4回地区復興まちづくり検討会(1/30~2/9)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回地区復興まちづくりの会(2/16~2/23、市内12会場、参加者数863人、10地区のうち6地区が市長へ提言) ●10地区のうち4地区の市長提言(2/28) ◆第6回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(2/29) ■第2回意向調査(2/2~3/17)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)案パブリックコメント実施(3/3~3/22) ■第2回地区復興まちづくりの会(3/19~3/23、市内5会場、参加者数91人) ◆宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)を策定(3/30) ◆宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画を策定(3/30)

※◆…全般事項、●…被災戸数100戸以上の10地区、■…被災戸数40戸未満の23地区

3. 土地利用の方針

(1) 災害危険区域の設定について

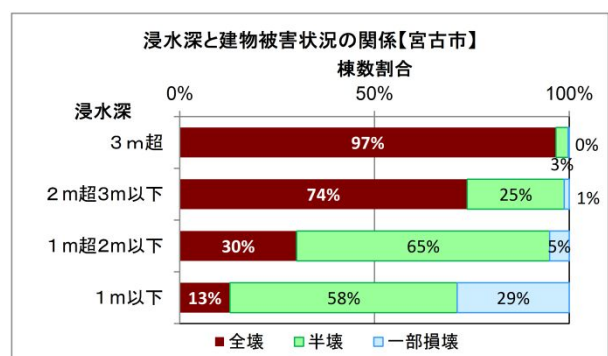
数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、防潮堤等の防災施設を整備し、住宅等を確実に守りますが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(昨年3月11日に発生した規模の津波)が襲来した場合は防潮堤等を越流する区域が発生すると予想されています。

これらの区域においては、浸水した場合でも住民の生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指し、住宅の建築を制限する災害危険区域を設定します。

1) 災害危険区域の設定方針

今回の東日本大震災を対象とした被災現況調査(国土交通省調査、右図参照)によると、市では浸水深が1mを超えると建物の全壊割合が約30%に及びます。

この結果を踏まえて、防潮堤や道路・地盤の嵩上げ等の防災対策を実施した場合でも最大クラスの津波により浸水深が1m以上と予想される区域と1m未満と予想される区域が隣接、混



在する地区では、たとえ浸水深が1m未満であっても、隣接する区域からの流出物や浸水により、建物被害が予想されることから、浸水深1m未満と予想される区域を含めて災害危険区域に指定します。また、予想浸水深が1m未満の区域のみの地区では、流出物や浸水による建物被害は少ないと考えられるため、災害危険区域としての指定は行わないこととします。なお、災害危険区域の設定については、原則として予想浸水深の変化が確認できる地形地物により行います。

2) 災害危険区域における建築制限の方針

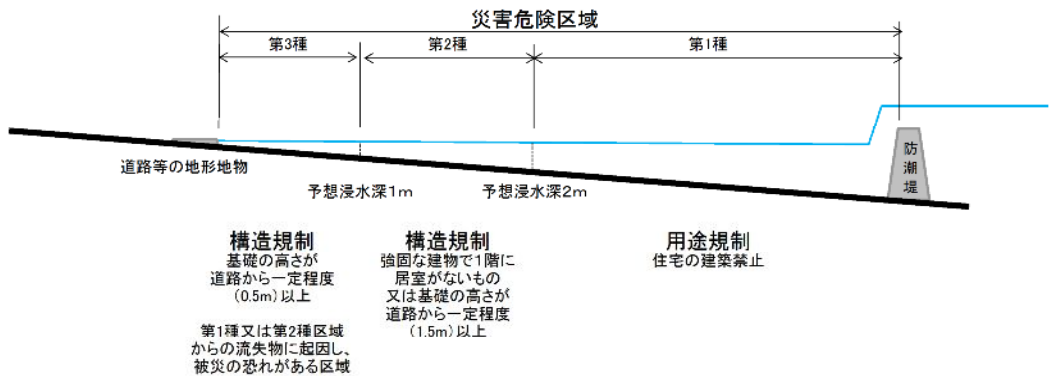
災害危険区域においては、その予想浸水深に応じた建築制限の方針を下表のとおりとします。予想浸水深が1m未満の区域においても、第1種や第2種といった1m以上の浸水が予想されている区域に隣接し、流出物や浸水による建物被害が予想される区域については、第3種区域として建築制限を設定することとしました。なお、この制限については、条例により行います。

●災害危険区域と建築制限の設定

区域	種別	予想浸水深	区域区分	建築制限の方針
予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域 (災害危険区域)	第1種	概ね2m以上の区域	予想浸水深2m以上を含む、地形地物により区画された区域	住宅の建築禁止
	第2種	概ね1m以上2m未満の区域	予想浸水深1m以上を含む、地形地物により区画された区域	住宅の建築構造規制 強固な建物で1階に居室がないもの、又は基礎の高さが道路から一定程度(1.5m)以上のものに限り建築を認める。
	第3種	概ね1m未満の区域	地形地物により区画された第1種又は第2種区域の周辺区域	住宅の建築構造規制 基礎の高さが道路から一定程度(0.5m)以上のものに限り建築を認める。
予想浸水深が1m未満の区域	災害危険区域を設定しない。			

●災害危険区域の設定と建築制限のイメージ

①予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域(災害危険区域)



②予想浸水深が1m未満の区域(災害危険区域を設定しない)



(2) 建築の自粛について

昨年3月11日の震災で浸水した地区については、5月から住宅の建築について自粛をお願いしています。このうち災害危険区域の設定が予想される地区については、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業等の施行と併せて、住宅の建築を条例で規制する予定です。このような地区におきましては、条例を制定するまでの間、引き続き住宅の建築について、自粛をお願いしていきます。

また、防潮堤の新設、都市再生区画整理事業等面的整備に係る事業の実施が見込まれる地区においては、今後の事業の進捗に支障を生じさせないため、関係者等との調整が整うまでの間、引き続き住宅の建築について、自粛をお願いしていきます。これらの地区では、関係者等との調整が整った都度、住宅建築の自粛を解除するものとし、その地区等は、順次、広報等でお知らせします。

なお、災害危険区域の設定が予想されない地区と防潮堤の新設、都市再生区画整理事業等面的整備に係る事業を実施する予定のない地区につきましては、本計画策定により土地利用の方針が定まったことから、住宅建築の自粛について解除します。

●引き続き建築の自粛をお願いする地区

田老地区、鉾ヶ崎地区、光岸地地区、高浜地区のうち高浜4丁目の一部の地区、金浜地区、津軽石地区、赤前地区（釜ヶ沢含む）、撰待地区、小港地区、松月地区、女遊戸地区、中ノ浜地区、宿地区、日出島地区、大沢地区、堀内地区、小堀内地区、葉の木浜地区、白浜地区、小鯖沢地区、太田浜地区、追切地区、浦の沢地区、鵜磯地区、荒巻地区、音部地区、重茂里地区、千鶏地区、石浜地区及び川代地区のうち、平成23年3月11日の震災で浸水した区域

●住宅の建築の自粛を解除する地区

愛宕・築地地区、中心市街地地区、藤原地区、磯鷄地区及び高浜地区のうち高浜4丁目の一部を除く地区のうち平成23年3月11日の震災で浸水した区域

4. 公共施設の配置方針

大震災津波において、海沿いの産業振興施設や文教施設、医療・社会福祉施設等、主要な公共施設が壊滅的な被害を受け、これら施設の早期復旧・整備と再開が大きな課題となっています。

この課題解決に向けて、復興計画、被災地域の土地利用の方針とも合致した、適切な位置そして機能、規模、複合化等をあわせて検討することが急務となっています。

このため、次の点に留意し総合的な検討を行い、被災地区の復興にあわせて、安全で快適な市民生活を支える公共施設の適正配置を進めます。

- ・施設があった地区別の復興まちづくり計画との整合性を図るとともに、施設の将来的なあり方も含めて検討を行います。
- ・施設の態様、市民の利用頻度等の観点から、複合化が可能で、かつ相乗効果が期待できる施設については、その検討を行います。
- ・施設利用者の安全を確保するため、「今次津波の浸水区域外」での配置を基本とします。
- ・海岸保全施設及び地盤嵩上げ等を整備した状態で、「浸水なしの区域」に設置する場合は、確実な避難手段を確保することとします。
- ・機能上、「浸水ありの区域」に設置する場合は、地盤の嵩上げや強固な建物構造等による安全性の向上を図るとともに、確実な避難手段を確保することとします。

5. 地区別の復興まちづくり計画

下表に示す33地区について、被災者の意向を踏まえた地区復興まちづくり計画を作成しました。

【検討会立ち上げ型】

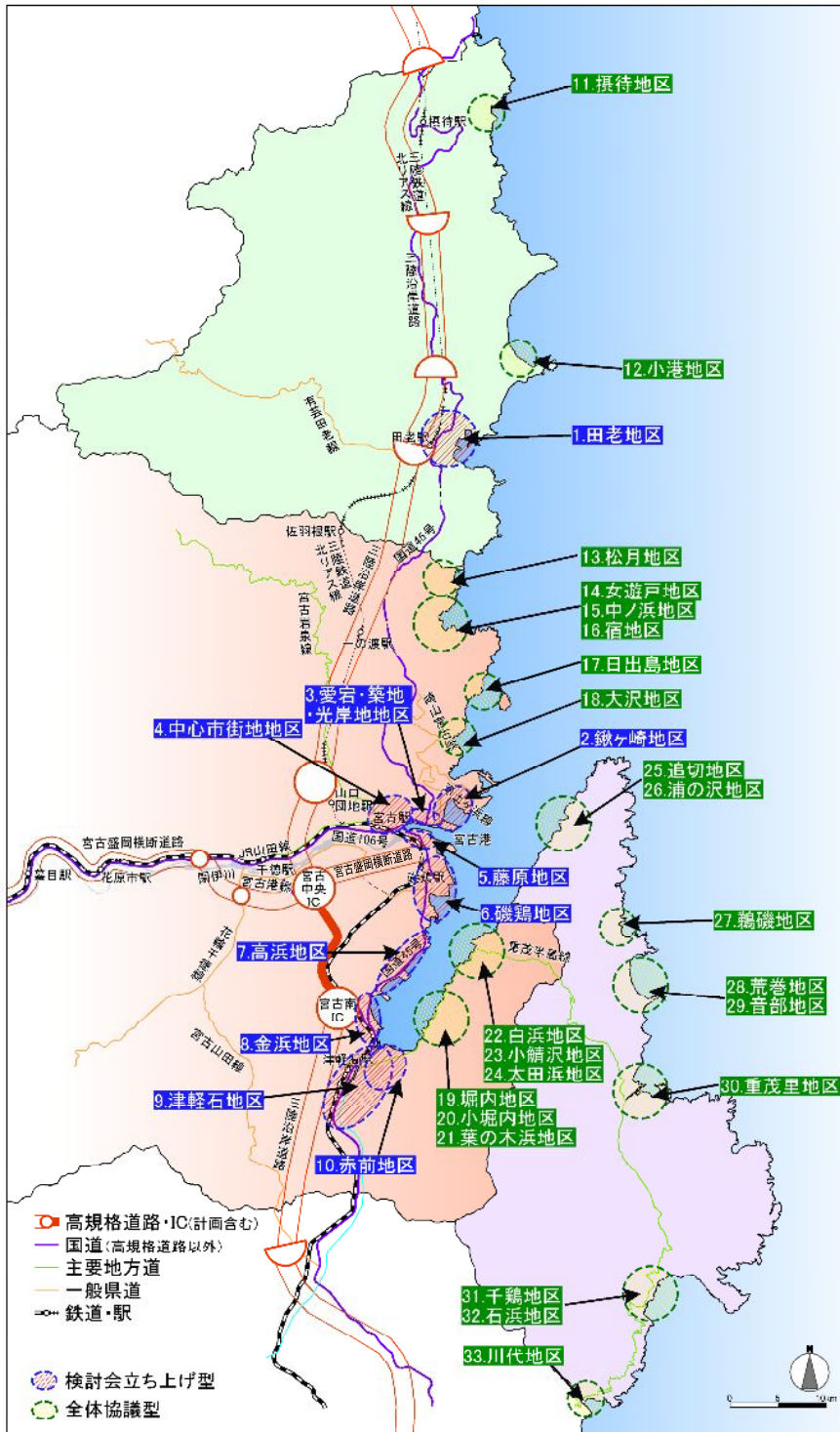
被災戸数100戸以上で復興パターンが複数案想定される地区（10地区）

1. 田老地区、
2. 鍬ヶ崎地区、3. 愛宕・築地・光岸地区、
4. 中心市街地地区、5. 藤原地区、6. 磯鷄地区、
7. 高浜地区、8. 金浜地区、9. 津軽石地区、
10. 赤前地区（釜ヶ沢地区を含む）

【全体協議型】

被災戸数40戸未満で復興パターンが概ね1種類の地区（23地区）

11. 摂待地区、12. 小港地区、
13. 松月地区、14. 女遊戸地区、15. 中ノ浜地区、
16. 宿地区、17. 日出島地区、18. 大沢地区、
19. 堀内地区、20. 小堀内地区、21. 葉の木浜地区、
22. 白浜地区、23. 小鯖沢地区、24. 太田浜地区、
25. 追切地区、26. 浦の沢地区、27. 鶉磯地区、
28. 荒巻地区、29. 音部地区、30. 重茂里地区、
31. 千鷲地区、32. 石浜地区、33. 川代地区



(1) 田老地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後においても、最大クラスの津波が発生すると、一線堤と二線堤の間は1m以上の浸水が予想され、さらに、二線堤も越流し市街地まで浸水することが予想されます。そのため、浸水が予想される区域については、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。なお、市街地の一部においては、田老のまちで住み続けたいとする考え方にも対応し、地盤の嵩上げによる津波への防御力を確保した住宅地を整備し既成市街地の再生を一体的に進めます。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

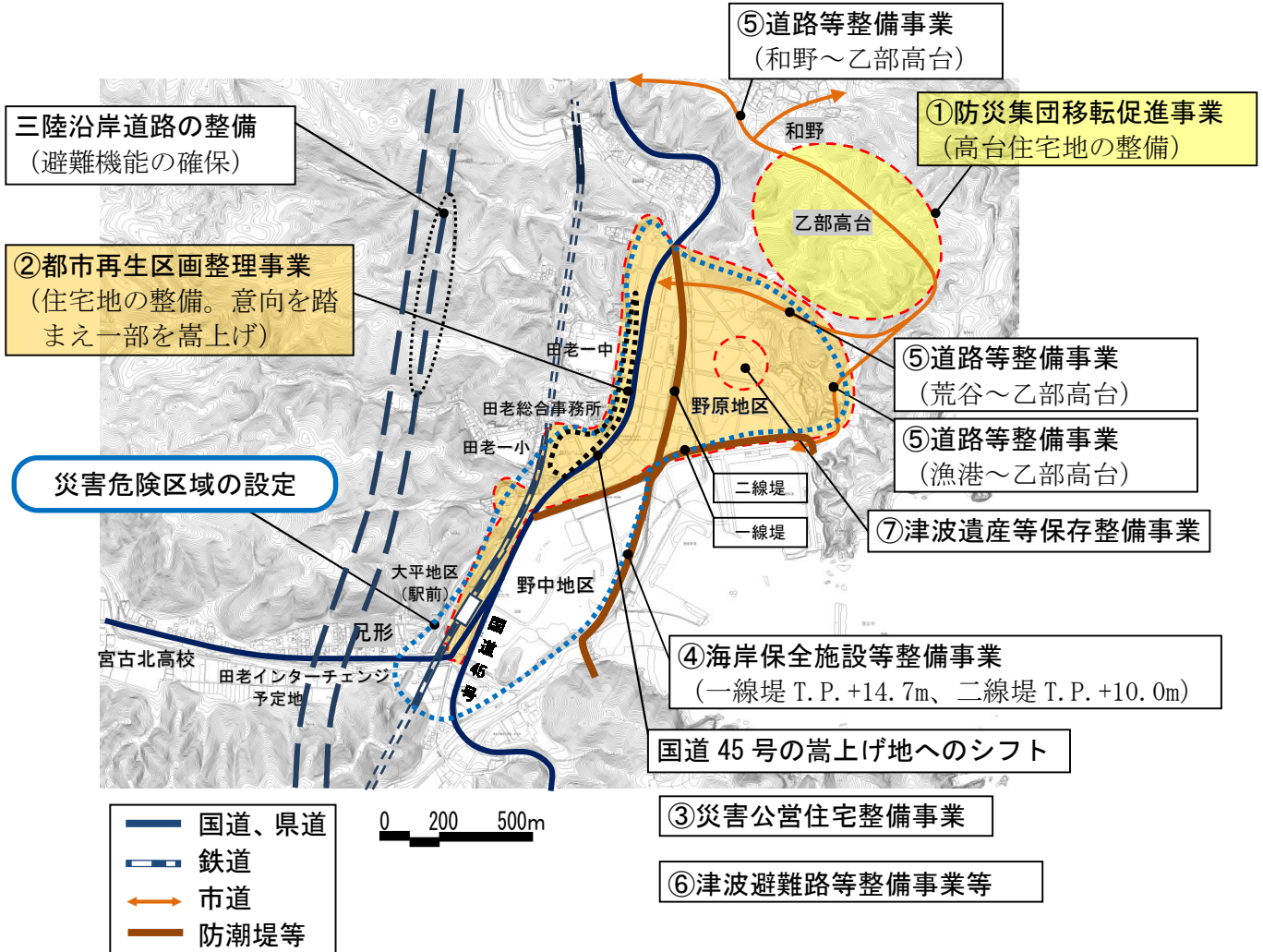
■復興まちづくり方針

- 従前のコミュニティに配慮しながら高台への住宅移転等を推進します
 - ・最大クラスの津波が発生した場合に浸水が予想される区域は、乙部高台に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①防災集団移転促進事業】
 - ・国道45号より山側の一部においては、既存住宅等に配慮し、従前地での再建希望者に対応する嵩上げ住宅地を整備します。【②都市再生区画整理事業】
 - ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、田老地区内で調整を図り決定します。【③災害公営住宅整備事業】
- 防潮堤等を整備するとともに、道路及び避難路等の整備により地区の安全を確保します
 - ・防潮堤等を整備(一線堤 T.P. +14.7m、二線堤 T.P. +10.0m)します。【④海岸保全施設等整備事業】
 - ・高台住宅地に連絡する安全性・利便性の高い道路整備を進めます。また国道45号については、高台住宅地への連絡道路や嵩上げ住宅地等の整備に併せて、最大クラスの津波に対しても浸水しない災害に強い道路整備を要望します。【⑤道路等整備事業】
 - ・市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう三陸沿岸道路の整備に併せ、非常時の避難階段の設置について関係機関に要望します。
 - ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑥津波避難路等整備事業等】
- 住宅の再建場所や地区内での機能分担、アクセス性を考慮した公共施設の配置を図ります
 - ・被災した保育所、田老診療所等の公共施設については、公共施設の適正配置の検討に基づき、移転、整備を進めます。また、消防施設はアクセス性、災害時の機動力を考えた位置での再建を進めます。
- 津波遺産等の保存・整備を図り震災の記憶と記録を後世に伝承します
 - ・「防災の町・田老」としての取り組み等を後世に伝えていくため、津波遺産等の保存・整備を進めます。【⑦津波遺産等保存整備事業】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①防災集団移転促進事業						住宅建築
②都市再生区画整理事業						住宅建築
③災害公営住宅整備事業						
④海岸保全施設等整備事業						
⑤道路等整備事業						
⑥津波避難路等整備事業等						
⑦津波遺産等保存整備事業						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(2) 鍬ヶ崎地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後において、最大クラスの津波に対しても浸水しないと予想されることから、従前地での再建を基本とします。従前地での再建にあたっては、狭隘な道路に小規模木造住宅が密集していた従前の市街地環境を改善します。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●従前のコミュニティに配慮した一体的な市街地整備を推進します

- ・住環境の改善や防災性の向上、良好な街並みの形成のため、道路・公園、防潮堤等公共施設の整備と併せて、住宅地と産業用地が調和した安全な市街地を整備します。【①都市再生区画整理事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【②災害公営住宅整備事業】

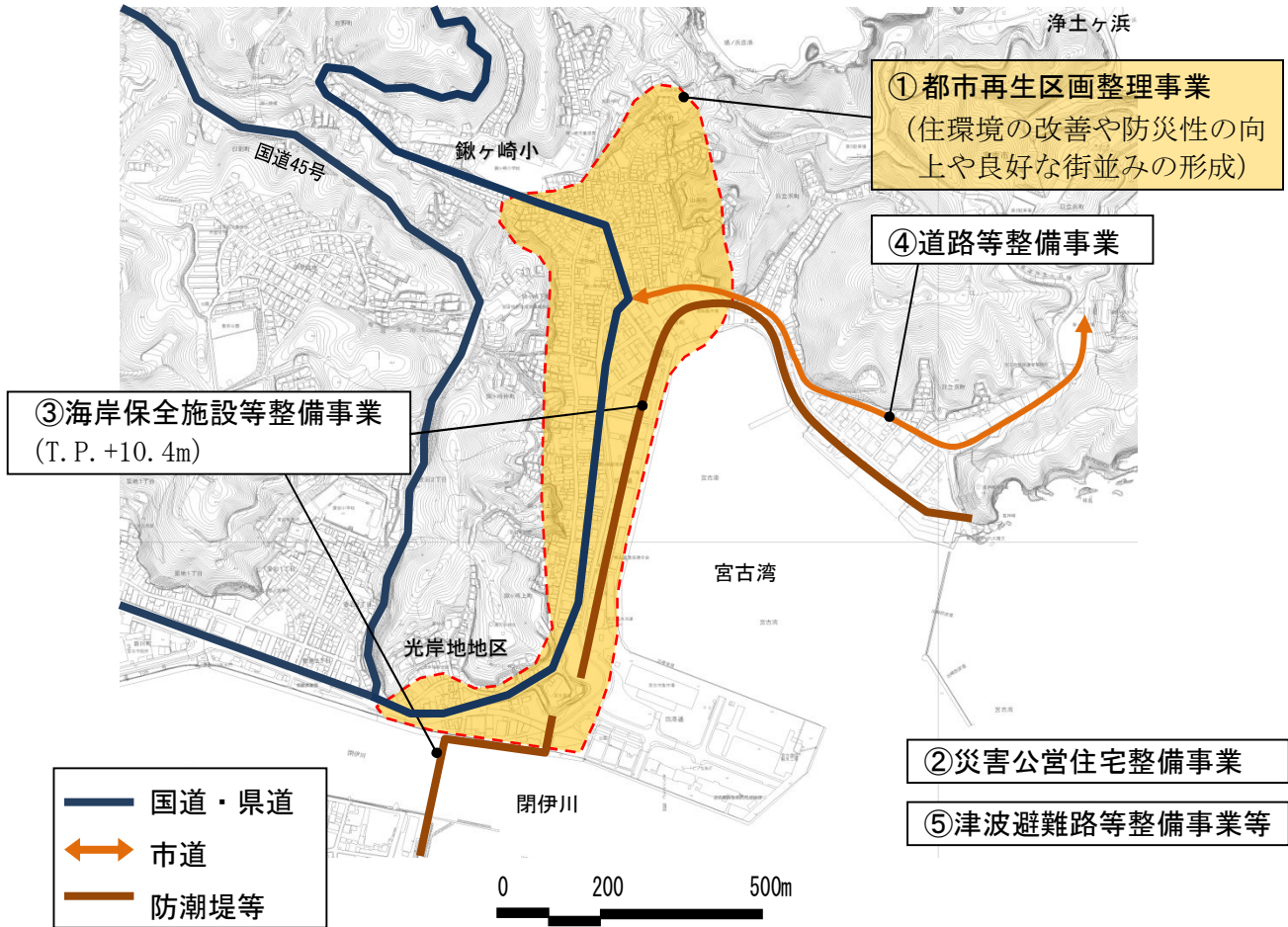
●防潮堤等を整備するとともに、計画的な道路整備により地区の安全を確保します

- ・岸壁の復旧工事との調整を図りながら、港湾管理者等の協議を踏まえ、荷揚げ等のために一定程度岸壁から離れた位置で防潮堤を新たに整備（T.P. +10.4m）します。また、防潮堤等の整備に際しては、陸閘の開閉の遠隔操作化等を関係機関に要望します。【③海岸保全施設等整備事業】
- ・光岸地地区から浄土ヶ浜に向かう都市計画道路を整備します。【④道路等整備事業】
- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成 24 年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑤津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①都市再生区画整理事業						住宅建築
②災害公営住宅整備事業						
③海岸保全施設等整備事業						
④道路等整備事業						
⑤津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(3) 愛宕・築地・光岸地地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後において、最大クラスの津波に対しても浸水しないと予想されることから、従前地での再建を基本とします。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

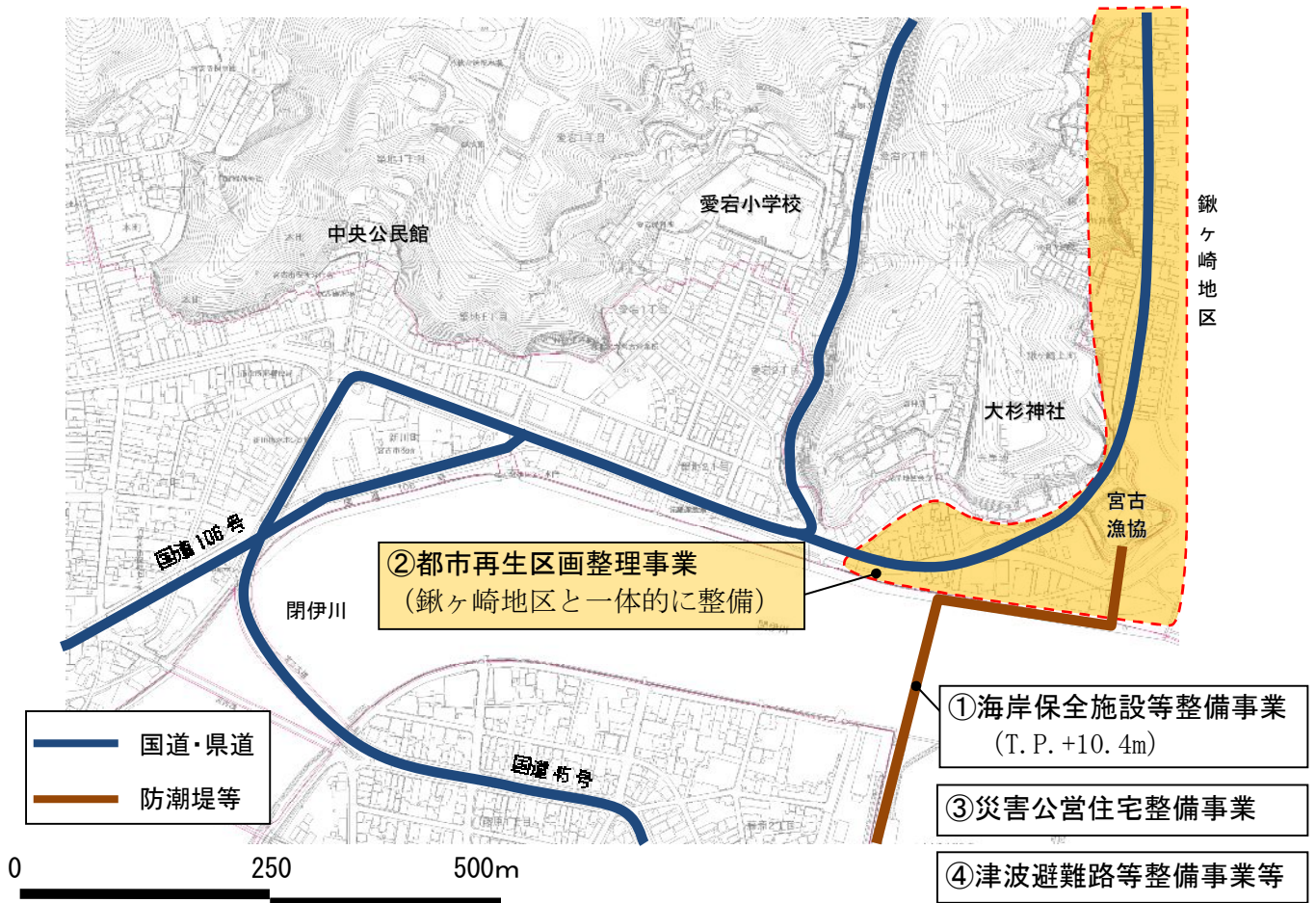
■復興まちづくり方針

- 防潮堤等の整備により、従前地での住宅再建を促進します
 - ・防潮堤等の整備により最大クラスの津波も防御できると予想されることから、従前地での再建を促進します。【①海岸保全施設等整備事業】
 - ・光岸地地区では、国道 45 号から浄土ヶ浜に向かう都市計画道路整備に併せて、鉾ヶ崎地区と一体的に整備します。【②都市再生区画整理事業】
 - ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【③災害公営住宅整備事業】
- 防潮堤等を整備し、地区の安全を確保します
 - ・防潮堤や閉伊川水門等を整備 (T.P. +10.4m) します。【①海岸保全施設等整備事業 (再掲)】
- 避難場所等をはじめとした公共公益施設を有効に配置します
 - ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成 24 年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【④津波避難路等整備事業等】
 - ・愛宕小学校跡地は、復興の効果的な推進に有効な公共公益施設等の整備を図るため、校舎や校庭を活用します。

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①海岸保全施設等整備事業				→		
②都市再生区画整理事業 (光岸地地区)					→	住宅建築 →
③災害公営住宅整備事業					→	
④津波避難路等整備事業等						→

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(4) 中心市街地地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後において、最大クラスの津波に対しても浸水しないと予想されることから、従前地での再建を基本とします。従前地での再建にあたっては、公共施設の適正配置や災害公営住宅等の整備を進めます。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

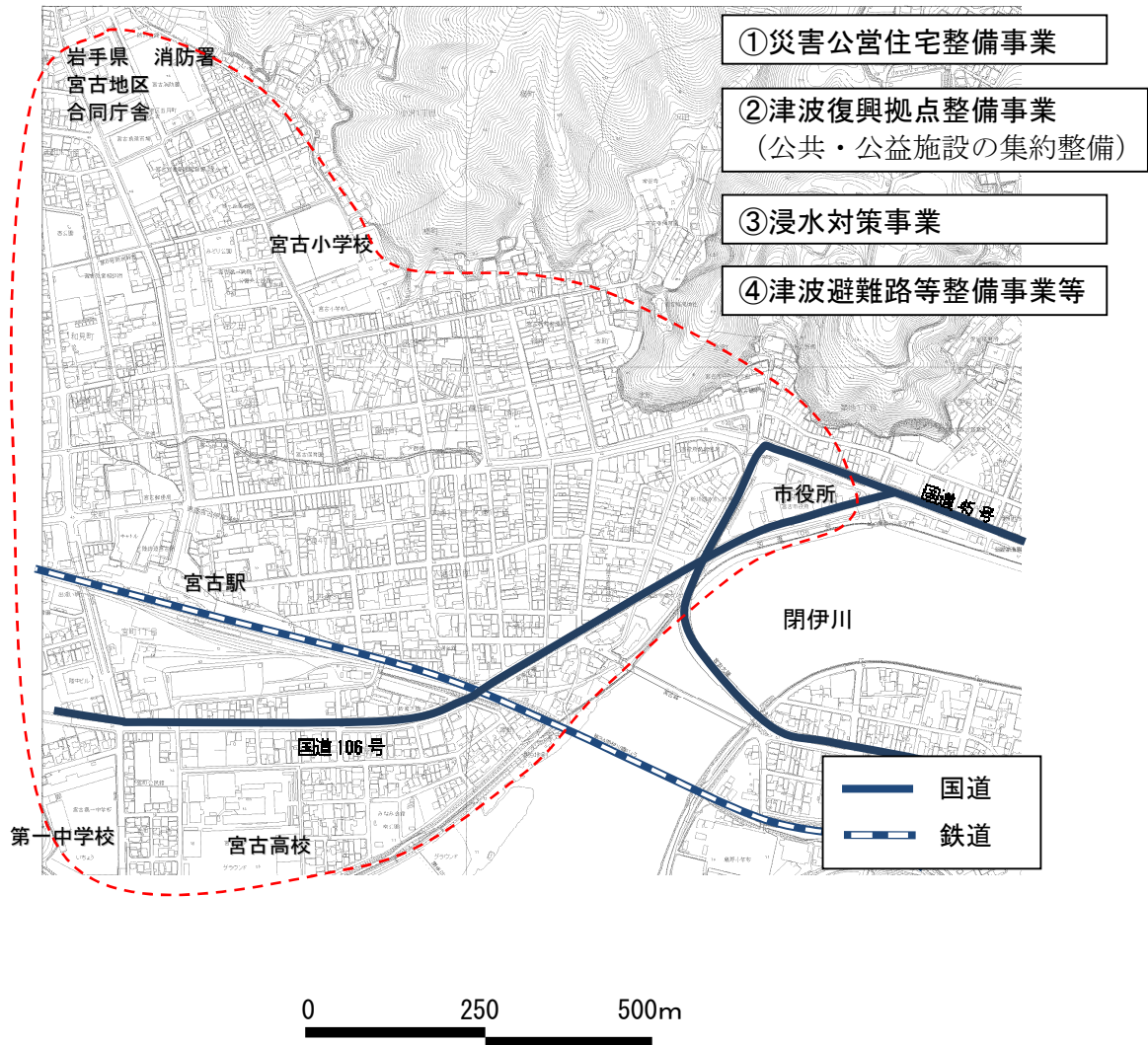
■復興まちづくり方針

- 従前の土地利用を尊重した商業活性化とまちなか居住を促進します
 - ・防潮堤等の整備により最大クラスの津波も防御できると予想されることから、従前の土地利用を尊重し、商業地と住宅地が共存する良好な環境を形成します。
 - ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【①災害公営住宅整備事業】
- 安全性を踏まえた公共施設等の再配置を行います
 - ・宮古駅周辺の低未利用地も活用し、市全体の公共施設の適正配置を勘案しながら公共・公益施設の集約を図ります。【②津波復興拠点整備事業】
 - ・震災による地盤沈下に対応し、ポンプ場整備等の排水対策を進めます。【③浸水対策事業】
- 避難場所や避難所等を整備し、地区の安全を確保します
 - ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成 24 年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【④津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

事業名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①災害公営住宅整備事業					→	
②津波復興拠点整備事業						→
③浸水対策事業					→	
④津波避難路等整備事業等						→

(5) 藤原地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後において、最大クラスの津波に対しても予想浸水深が1 m未満で流出物や浸水による建物被害が少ないと考えられることから、従前地での再建を基本とします。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●防潮堤等の整備により、従前地での住宅再建を促進します

- ・防潮堤等の整備により最大クラスの津波が発生した場合でも、浸水深が1 m未満と予想されることから、従前の土地利用を尊重し、ポンプ場整備等の排水対策を実施しながら、従前地での再建を促進します。【①海岸保全施設等整備事業】【②浸水対策事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、近隣の地区と調整を図り決定します。【③災害公営住宅整備事業】

●防潮堤等を整備し、地区の安全を確保します

- ・防潮堤や閉伊川水門等を整備（T.P. +10.4m）します。【①海岸保全施設等整備事業（再掲）】
- ・高台の低未利用地を活用し、避難場所となる公園を整備します。【④都市公園事業】
- ・洪水被害に対応した河川堤防の整備については、地区の安全性の向上に向け関係機関に要望します。

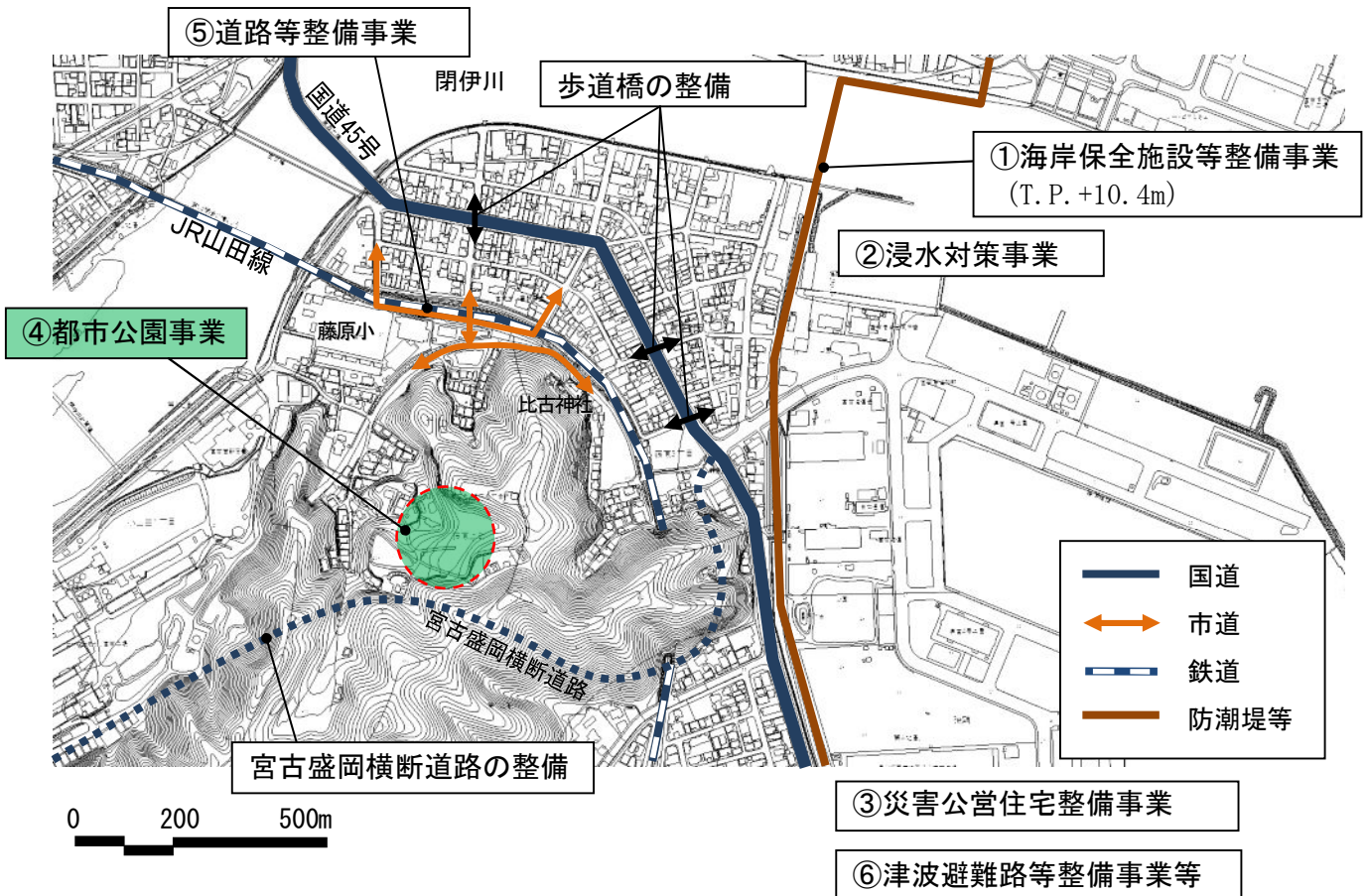
●避難経路の分断要素を解消するなど災害に強い道路網を形成します

- ・市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう、国道45号への歩道橋の整備を関係機関に要望するとともに、JR山田線を横断する道路を整備します。【⑤道路等整備事業】
- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑥津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①海岸保全施設等整備事業				→		
②浸水対策事業				→		
③災害公営住宅整備事業					→	
④都市公園事業					→	
⑤道路等整備事業						→
⑥津波避難路等整備事業等						→

(6) 磯鷄地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後において、最大クラスの津波に対しても予想浸水深が1 m未満で流出物や浸水による建物被害が少ないと考えられることから、従前地での再建を基本とします。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●防潮堤等の整備により、従前地での住宅再建を促進します

- ・防潮堤等の整備により最大クラスの津波が発生した場合でも、浸水深が1 m未満と予想されることから、従前の土地利用を尊重し、従前地での再建を促進します。【①海岸保全施設等整備事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、近隣の地区と調整を図り決定します。【②災害公営住宅整備事業】

●防潮堤等を整備し、地区の安全を確保します

- ・防潮堤等を整備（T.P.+10.4m）します。【①海岸保全施設等整備事業（再掲）】
- ・港湾部における丸太流出対策に関して、関係機関に対し継続的に要望します。
- ・越田山の高台を活用し、避難場所となる公園を整備します。【③都市公園事業】

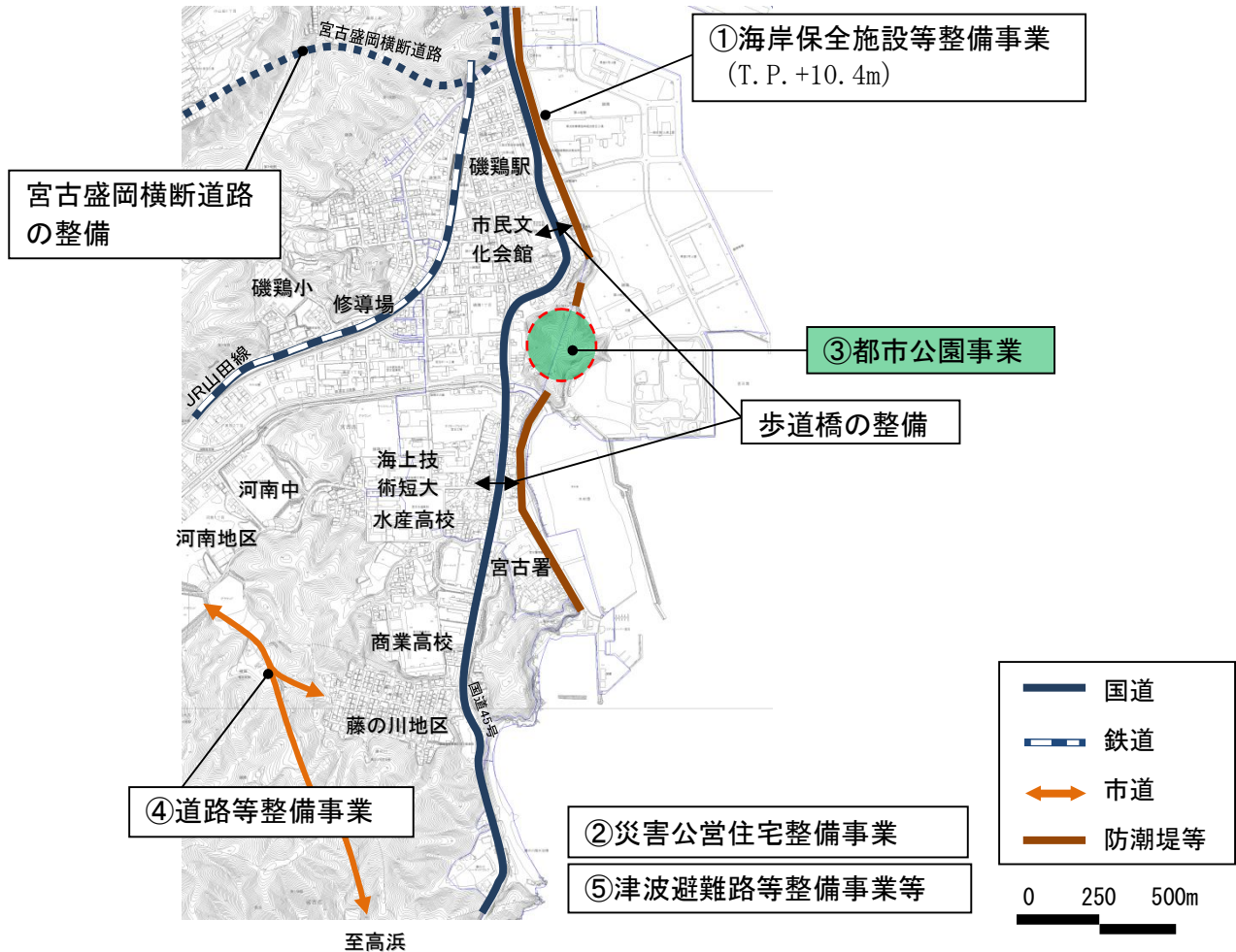
●地域間を連絡する道路整備をはじめ災害に強い道路網を形成します

- ・災害時でも地区が孤立することなく、高浜地区、藤の川地区、河南地区へ相互に移動できる道路を整備します。【④道路等整備事業】
- ・市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう、国道45号への歩道橋の整備を関係機関に要望します。【④道路等整備事業（再掲）】
- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑤津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①海岸保全施設等整備事業				→		
②災害公営住宅整備事業					→	
③都市公園事業					→	
④道路等整備事業						→
⑤津波避難路等整備事業等						→

(7) 高浜地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備及び地区南部の国道 45 号嵩上げの整備後において、最大クラスの津波に対しても予想浸水深が 1 m 未満で流出物や浸水による建物被害が少ないと考えられることから、従前地での再建を基本とします。ただし、1 m 以上の浸水が予想される地区南部の一部の区域については、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●防潮堤等の整備による予想浸水深に対応して、住宅再建を推進します

- ・地区南部を除く区域は、防潮堤等の整備により最大クラスの津波が発生した場合でも、浸水深が 1 m 未満と予想されることから、従前の土地利用を尊重し、従前地での再建を促進します。【①海岸保全施設等整備事業】
- ・地区南部は、最大クラスの津波が発生した場合、1 m 以上の浸水が予想されるため、背後の高台に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【②防災集団移転促進事業】
- ・震災による地盤沈下に対応し、ポンプ場整備等の排水対策を進めます。【③浸水対策事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、近隣の地区と調整を図り決定します。【④災害公営住宅整備事業】

●防潮堤等や嵩上げ道路等を整備し、地区の安全を確保します

- ・防潮堤等を整備 (T.P. +10.4m) します。【①海岸保全施設等整備事業 (再掲)】
- ・最大クラスの津波が発生した場合、市街地へ津波が越流しないよう、地区南部の道路を嵩上げ整備します。【⑤道路等整備事業】また、併せて国道 45 号の嵩上げ整備を要望します。

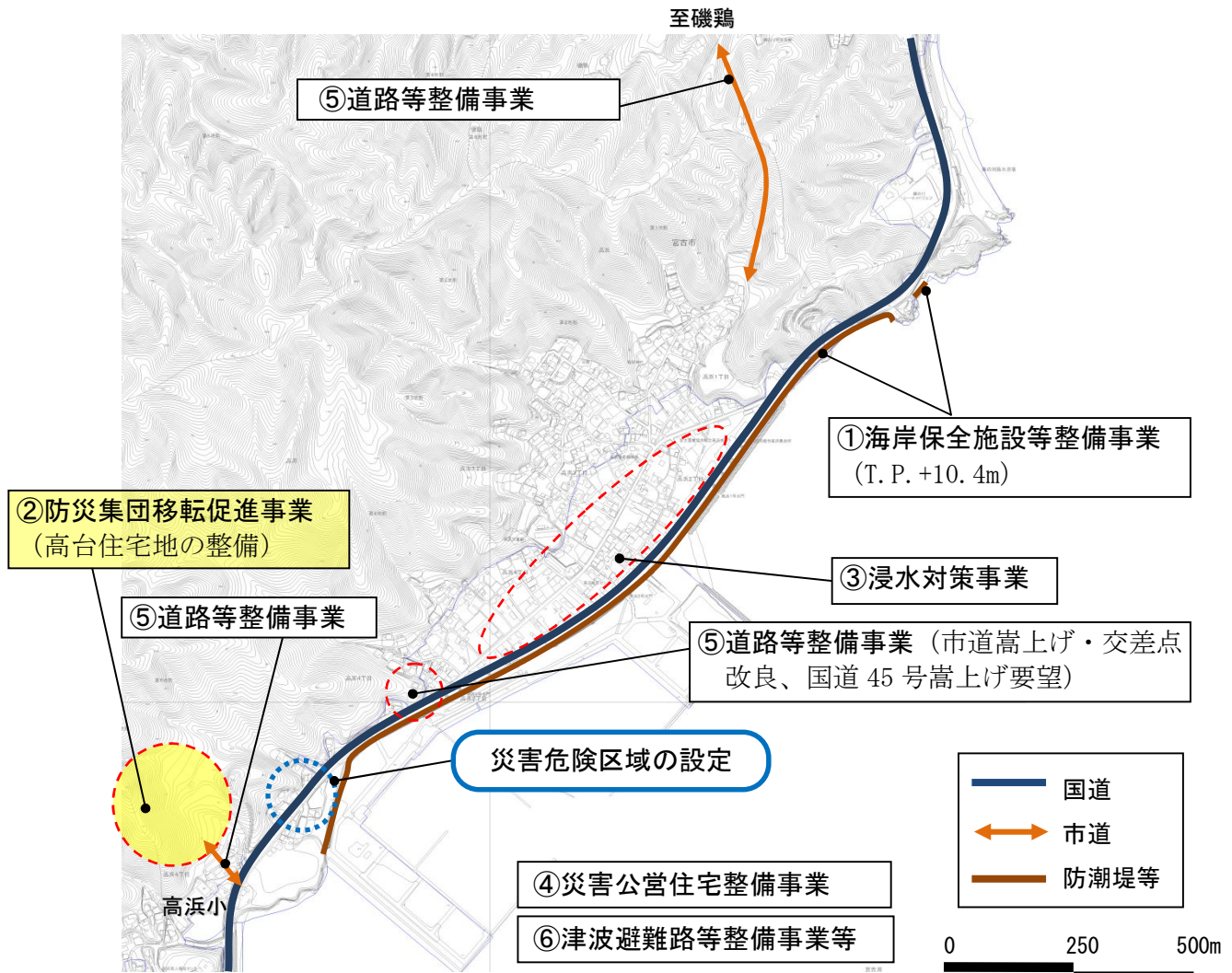
●地域間を連絡する道路整備をはじめ災害に強い道路網を形成します

- ・地区南部の高台移転と併せて安全性、利便性の高い道路を整備します。また、災害時でも孤立することなく、磯鷄地区へ相互に移動できる道路を整備します。【⑤道路等整備事業 (再掲)】
- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成 24 年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑥津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①海岸保全施設等整備事業				→		
②防災集団移転促進事業			→	住宅建築	→	
③浸水対策事業		→	→	→		
④災害公営住宅整備事業					→	
⑤道路等整備事業						→
⑥津波避難路等整備事業等						→

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(8) 金浜地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後においても、最大クラスの津波が発生すると1 m以上の浸水が予想されます。そのため、津波が越流しないよう嵩上げ道路を整備し、その背後では従前地での再建を基本とします。また、嵩上げ道路より海側の区域では、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●従前のコミュニティに配慮しながら高台への住宅移転等を推進します

- ・最大クラスの津波が発生した場合でも、津波越流を防御できる嵩上げ道路を地区内に整備し、その背後の従前地での再建を促進します。【①道路等整備事業】
- ・最大クラスの津波が発生した場合、1 m以上の浸水が予想される区域では、背後の高台に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【②防災集団移転促進事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、近隣の地区と調整を図り決定します。【③災害公営住宅整備事業】

●防潮堤や嵩上げ道路等を整備し、地区の安全を確保します

- ・防潮堤等を整備（T.P. +10.4m）します。【④海岸保全施設等整備事業】
- ・最大クラスの津波でも、背後の市街地への越流を防ぐため、地区内に嵩上げ道路を整備します。【①道路等整備事業（再掲）】

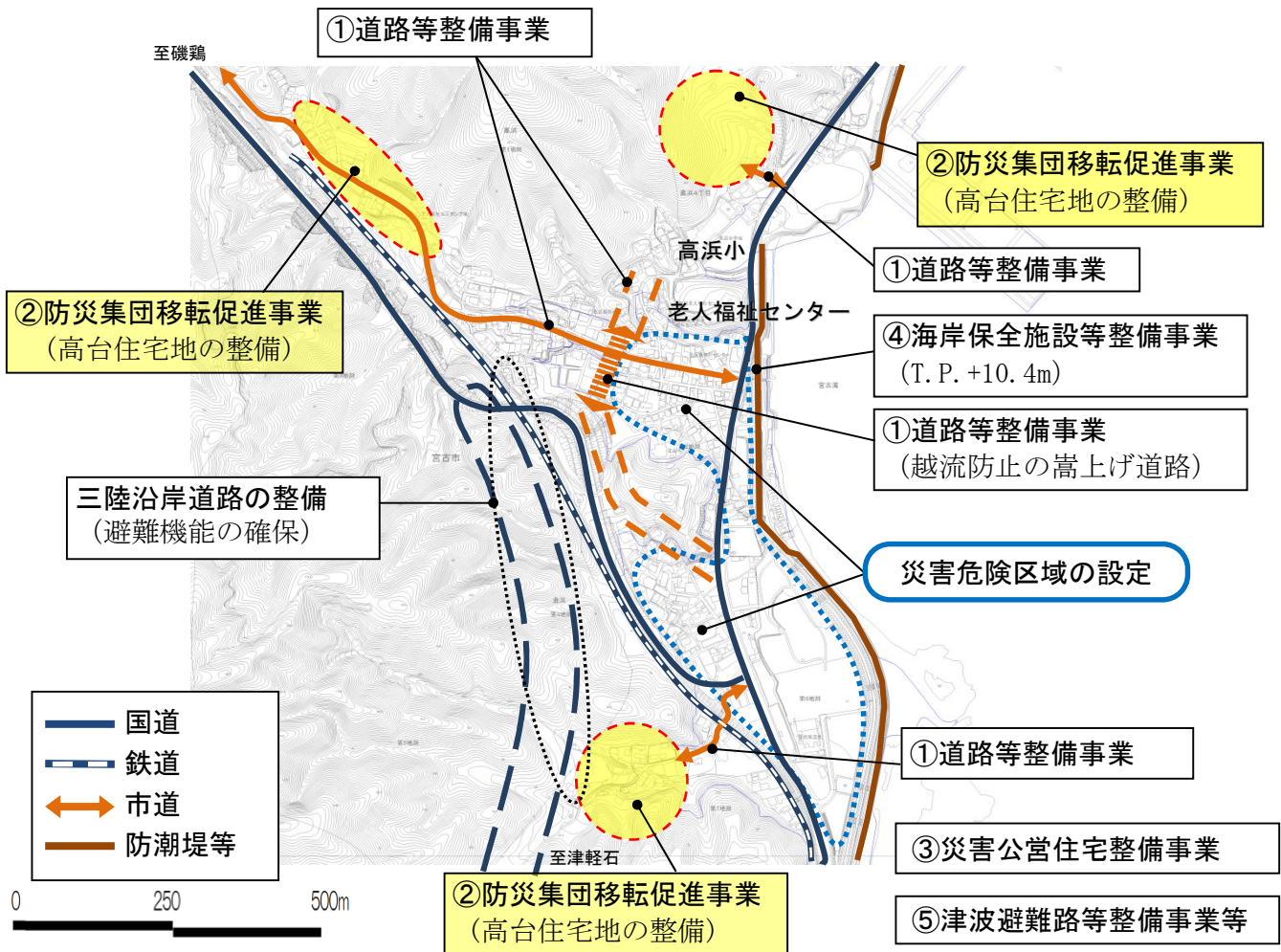
●地域間を連絡する道路整備をはじめ災害に強い道路網を形成します

- ・高台移転と併せて安全性、利便性の高い道路を整備します。また、災害時でも孤立することなく、磯鷄地区、高浜地区へ相互に移動できる道路を整備します。【①道路等整備事業（再掲）】
- ・市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう三陸沿岸道路の整備と併せ、非常時の避難階段の設置について関係機関に要望します。
- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑤津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①道路等整備事業 (越流防止の嵩上げ道路)		→				
①道路等整備事業 (磯鶏・高浜・津軽石地区への連絡等)		→				
②防災集団移転促進事業	→			住宅建築		
③災害公営住宅整備事業					→	
④海岸保全施設等整備事業				→		
⑤津波避難路等整備事業等						→

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(9) 津軽石地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後においても、最大クラスの津波が発生すると1 m以上の浸水が予想されます。そのため、法の脇地区と栄通り地区は、津軽石市街地等への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。津軽石川左岸の区域では、法の脇地区での嵩上げ公園整備や国道45号の嵩上げ整備により、津波の越流を防ぎ、従前地での再建を基本とします。津軽石川右岸の区域では、嵩上げ県道等を整備し、その海側では背後地等への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。嵩上げ県道より山側は、住宅地の一部を嵩上げ整備し、従前地での再建を基本とします。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●従前のコミュニティに配慮しながら高台への住宅移転等を推進します

- 最大クラスの津波が発生した場合に1 m以上の浸水が予想される法の脇地区や栄通り地区及び津軽石川右岸の嵩上げ県道より海側の区域は、既成市街地内等に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①防災集団移転促進事業】
- 津軽石川右岸の嵩上げ県道より山側の区域は、区画道路整備に併せ一部で嵩上げ住宅地を整備します。【②都市再生区画整理事業】
- 震災による地盤沈下に対応し、ポンプ場整備等の排水対策を進めます。【③浸水対策事業】
- 被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【④災害公営住宅整備事業】

●防潮堤等や嵩上げ道路等を整備し、津波からまちを守ります

- 防潮堤や津軽石川水門等を整備（T.P.+10.4m）します。【⑤海岸保全施設等整備事業】
- 最大クラスの津波でも背後の市街地への越流を防ぐため、国道45号の嵩上げ整備を要望します。
- 浸水しない避難道路として、赤前小学校付近と津軽石駅付近を結ぶ嵩上げ県道（稻荷橋の架け替えを含む）の整備を要望します。【⑥道路等整備事業】

●地域間を連絡する三陸沿岸道路の活用をはじめ災害に強い道路網を形成します

- 災害時でも地区が孤立することなく、赤前地区へ相互に移動できる道路を整備し、駒形橋も拡幅等の整備をします。【⑥道路等整備事業（再掲）】
- 市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう道路を整備するとともに、三陸沿岸道路の整備と併せ、非常用退出路及び避難階段の設置について関係機関に要望します。【⑥道路等整備事業（再掲）】

●被災した公共施設を集約し、便利で安全性の高い市街地を整備します

- 津軽石小学校周辺には、被災した出張所や公民館等の公共施設を集約し、津波が発生した場合でも都市機能を維持できる拠点市街地を整備します。【⑦津波復興拠点整備事業】

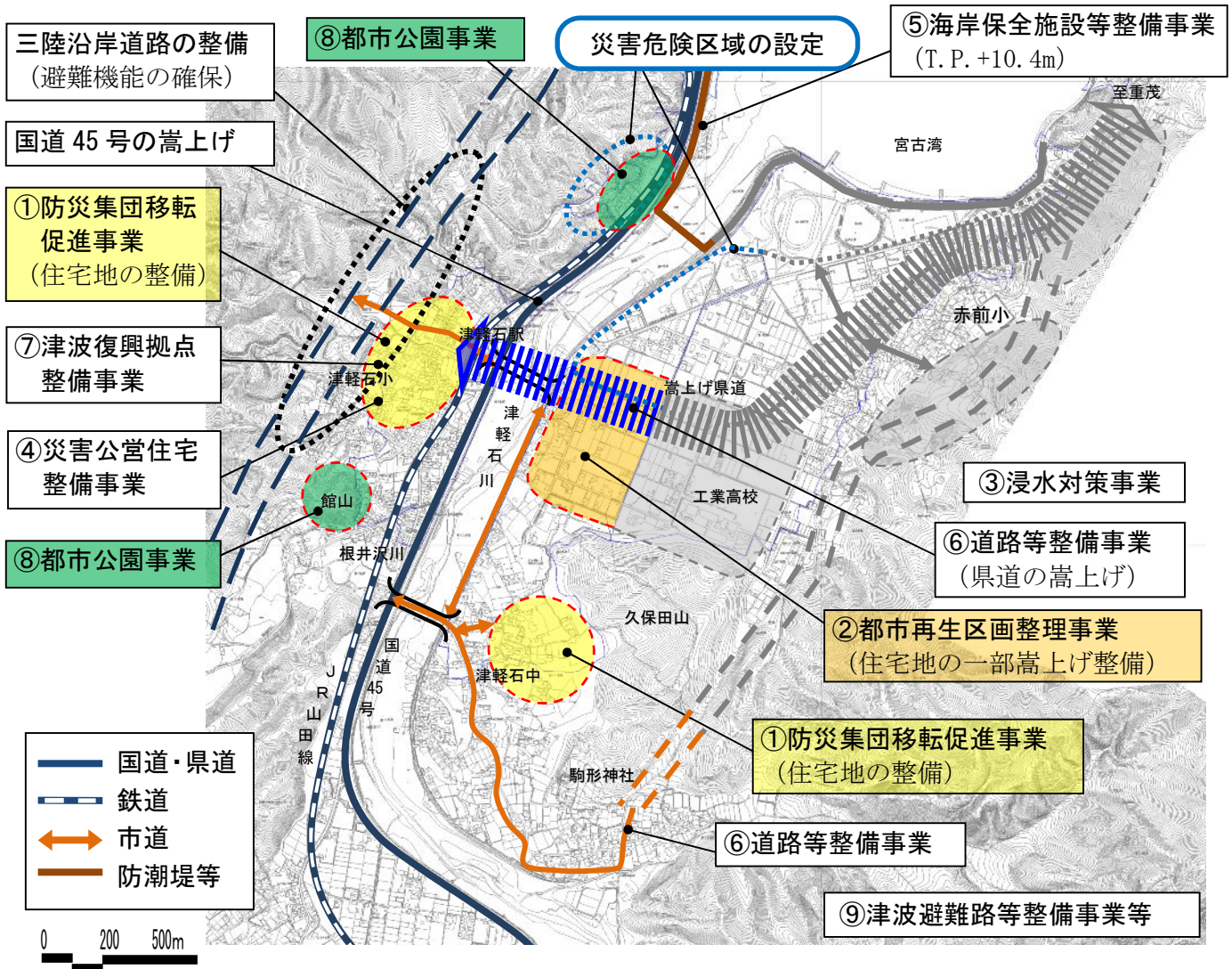
●避難しやすい環境の整備を推進します

- 最大クラスの津波の発生時に津軽石市街地に津波が越流しないよう法の脇地区で嵩上げ避難公園を整備するとともに、国道45号やJR山田線の嵩上げ整備を関係機関に要望します。また、館山公園においては、安全で迅速に避難できる避難広場を整備します。【⑧都市公園事業】
- 避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑨津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①防災集団移転促進事業			住宅建築			
②都市再生区画整理事業				住宅建築		
③浸水対策事業						
④災害公営住宅整備事業						
⑤海岸保全施設等整備事業						
⑥道路等整備事業						
⑦津波復興拠点整備事業						
⑧都市公園事業						
⑨津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(10) 赤前地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後においても、最大クラスの津波が発生すると1 m以上の浸水が予想されます。そのため、嵩上げ県道等を整備し、その海側は背後の高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。嵩上げ県道の山側は、住宅地の一部を嵩上げ整備し、従前地での再建を基本とします。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

■復興まちづくり方針

●従前のコミュニティに配慮しながら高台への住宅移転等を推進します

- ・最大クラスの津波が発生した場合に1 m以上の浸水が予想される嵩上げ県道の海側の区域は、背後の高台に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①防災集団移転促進事業】
- ・嵩上げ県道より山側の区域は、区画道路整備に併せ一部で嵩上げ住宅地を整備します。【②都市再生区画整理事業】
- ・震災による地盤沈下に対応し、ポンプ場整備等の排水対策を進めます。【③浸水対策事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【④災害公営住宅整備事業】

●防潮堤等や嵩上げ道路等を整備し、津波からまちを守ります

- ・防潮堤や津軽石川水門等を整備（T.P.+10.4m）します。【⑤海岸保全施設等整備事業】
- ・浸水しない避難道路として、赤前小学校付近と津軽石駅付近を結ぶ嵩上げ県道（稻荷橋の架け替えを含む）の整備を要望します。【⑥道路等整備事業】

●地域間を連絡する道路整備をはじめ災害に強い道路網を形成します

- ・災害時でも地区が孤立することなく、重茂地域、津軽石地区へ相互に移動できる道路を整備し、駒形橋も拡幅等の整備をします。【⑥道路等整備事業（再掲）】
- ・低地部から高台住宅地等へ安全かつ迅速に避難できるよう道路を整備します。【⑥道路等整備事業（再掲）】

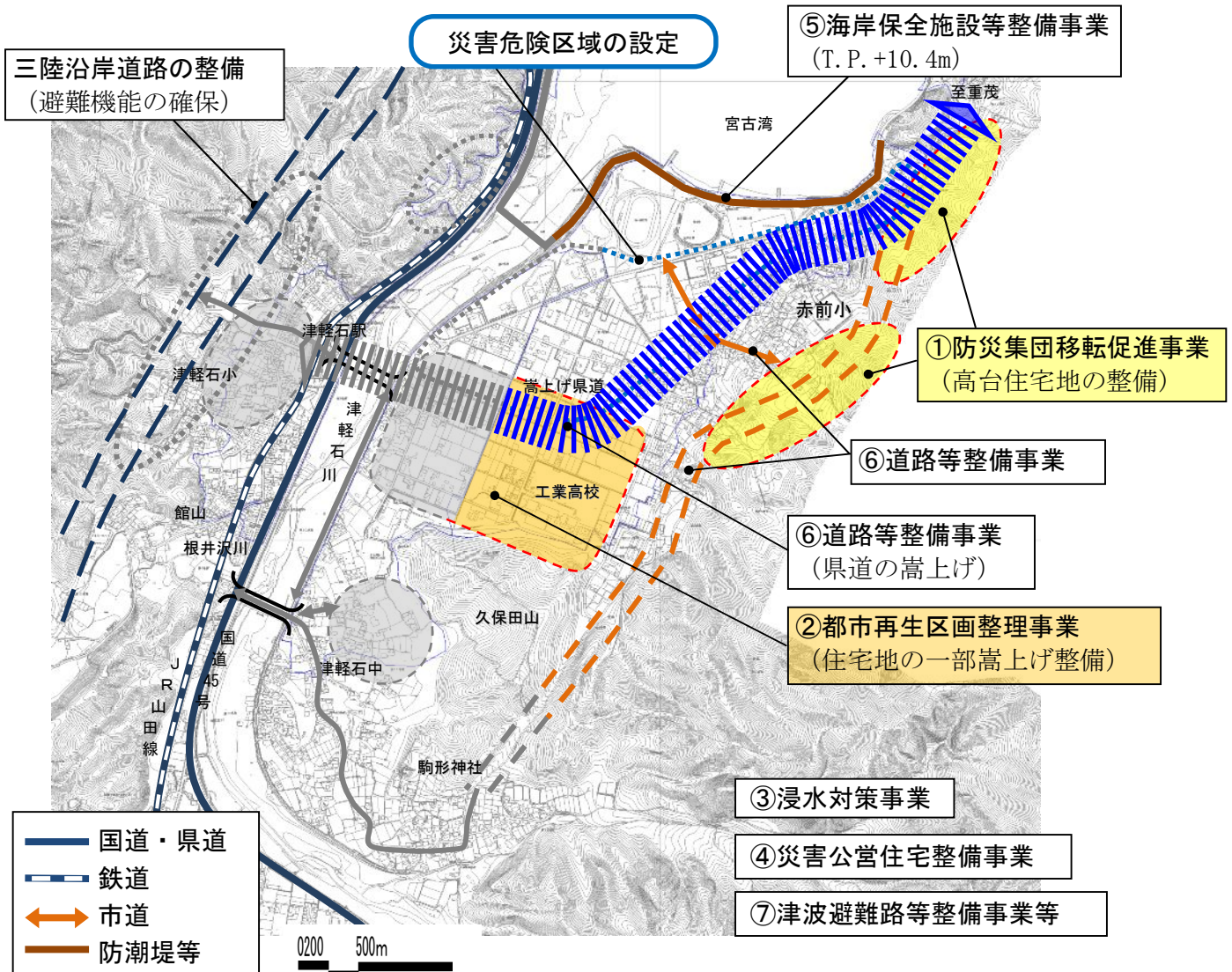
●避難しやすい環境の整備を推進します

- ・避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑦津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①防災集団移転促進事業			住宅建築			
②都市再生区画整理事業				住宅建築		
③浸水対策事業						
④災害公営住宅整備事業						
⑤海岸保全施設等整備事業						
⑥道路等整備事業						
⑦津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(11) 摂待地区、(12)小港地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

摂待地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

小港地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・摂待地区は、防潮堤等を整備（T.P.+14.7m）します。【②海岸保全施設等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【③津波避難路等整備事業等】

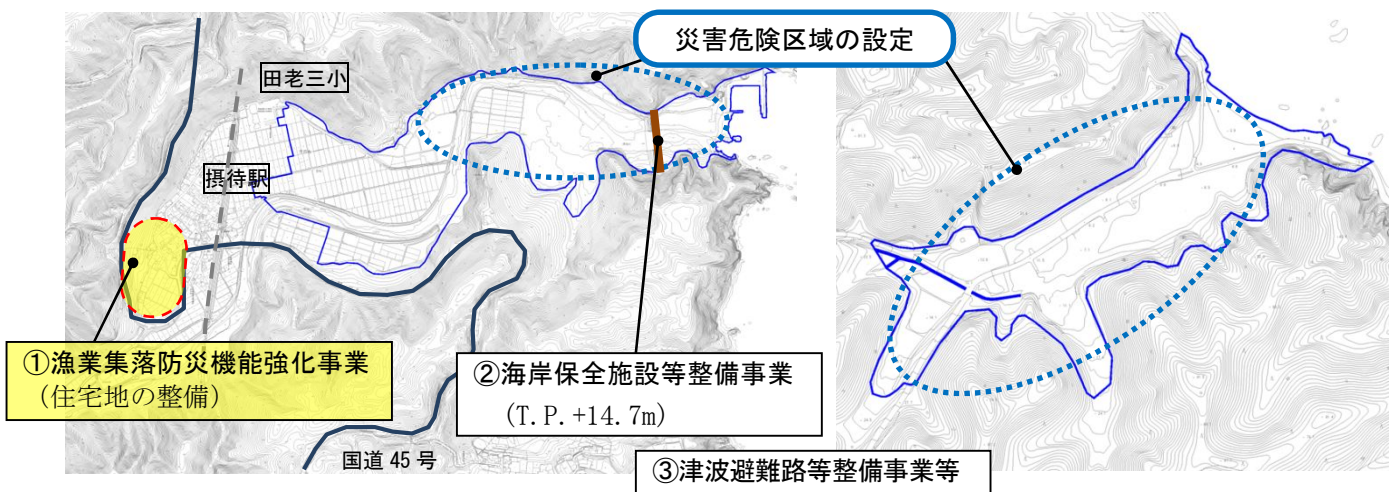
■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）

【摂待地区】

【小港地区】



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①漁業集落防災機能強化事業	→					
②海岸保全施設等整備事業	→					
③津波避難路等整備事業等	→					

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(13) 松月地区、(14)女遊戸地区、(15)中ノ浜地区、(16)宿地区、(17)日出島地区、(18)大沢地区 地区復興まちづくり計画

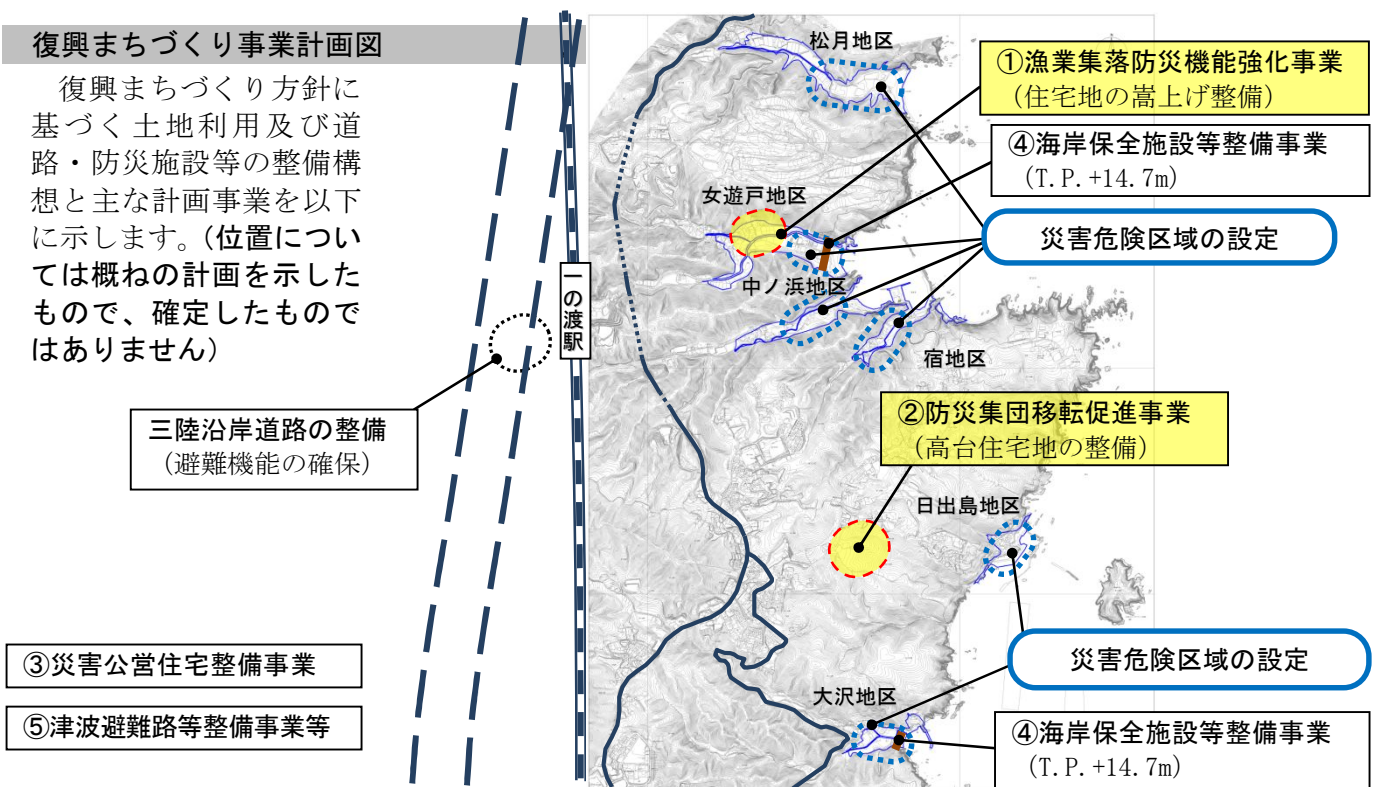
■基本的な考え方

松月地区、大沢地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。
 女遊戸地区、中ノ浜地区、宿地区、日出島地区は、居住地の高台移転等と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

■復興まちづくり方針

- 最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転や高上げ住宅地の整備を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。
 【①漁業集落防災機能強化事業(女遊戸地区)、②防災集団移転促進事業(中ノ浜地区、宿地区、日出島地区)】
- 被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【③災害公営住宅整備事業】
- 女遊戸地区、大沢地区は、防潮堤等を整備（T.P.+14.7m）します。【④海岸保全施設等整備事業】
- 集落から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう三陸沿岸道路の整備と併せ、非常用退出路の設置について関係機関に要望します。【⑤道路等整備事業】
- 避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑥津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業



復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)

- ③災害公営住宅整備事業
- ⑤津波避難路等整備事業等

主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
① 漁業集落防災機能強化事業						
② 防災集団移転促進事業				住宅建築		
③ 災害公営住宅整備事業				住宅建築		
④ 海岸保全施設等整備事業						
⑤ 津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(19) 堀内地区、(20)小堀内地区、(21)葉の木浜地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

堀内地区、葉の木浜地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。
小堀内地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

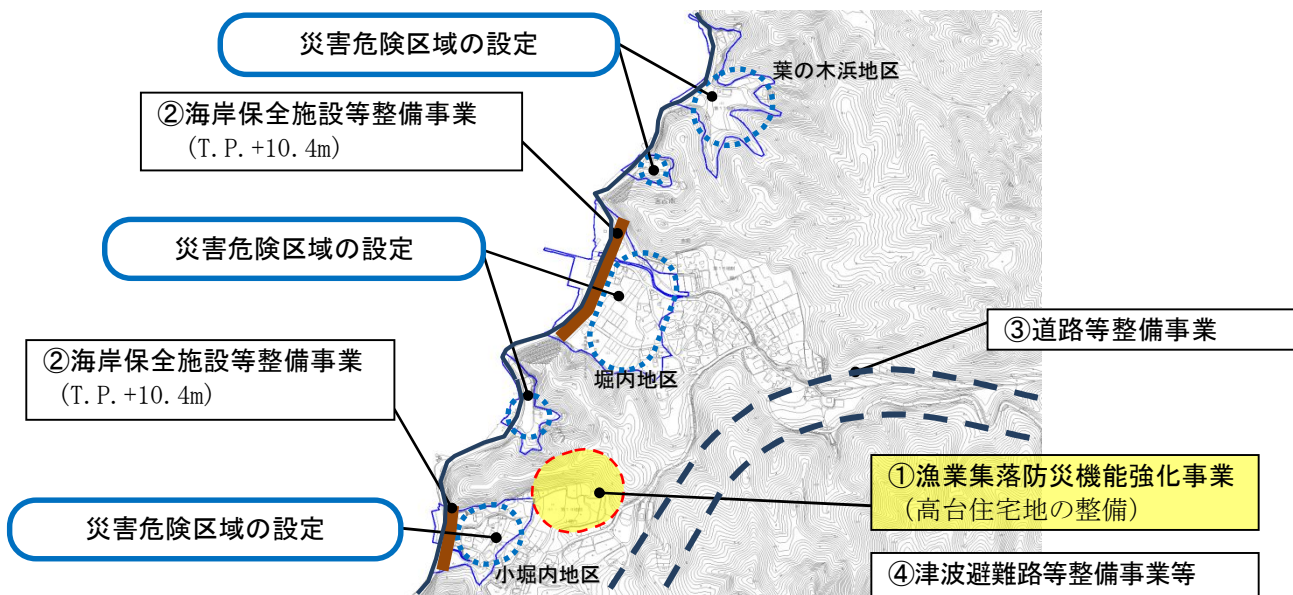
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・堀内地区、小堀内地区は、防潮堤等を整備（T. P. +10. 4m）します。【②海岸保全施設等整備事業】
- ・津波災害時に集落の孤立を防ぐ県道の整備を要望します。【③道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【④津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①漁業集落防災機能強化事業海			→			
			住宅建築			
②海岸保全施設等整備事業				→		
③道路等整備事業						→
④津波避難路等整備事業等						→

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(22) 白浜地区、(23)小鯖沢地区、(24)太田浜地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

白浜地区は、居住地の嵩上げと安全で良好な漁村環境の形成を推進します。
小鯖沢地区、太田浜地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

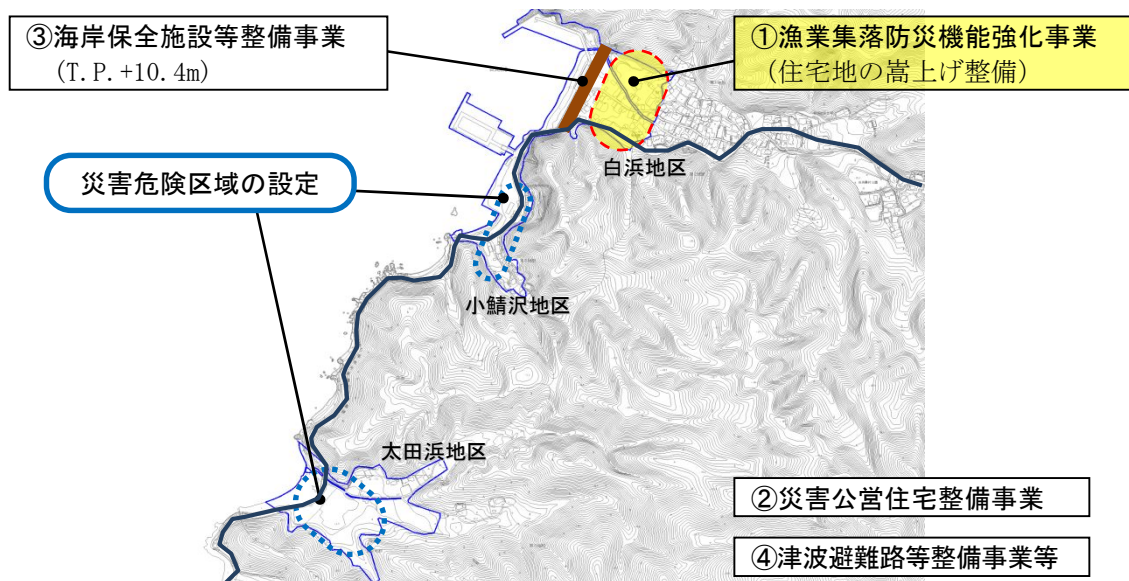
■復興まちづくり方針

- ・白浜地区は、嵩上げにより安全性を高めた住宅地を整備し、まとまりのある住宅再建を推進します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・太田浜地区と小鯖沢地区は、最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）について、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、近隣の地区と調整を図り決定します。【②災害公営住宅整備事業】
- ・白浜地区は防潮堤等を整備（T.P. +10.4m）します。【③海岸保全施設等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【④津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①漁業集落防災機能強化事業	→					
②災害公営住宅整備事業	→					
③海岸保全施設等整備事業	→					
④津波避難路等整備事業等	→					

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(25) 追切地区、(26) 浦の沢地区、(27) 鵜磯地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

追切地区、浦の沢地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。
鵜磯地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

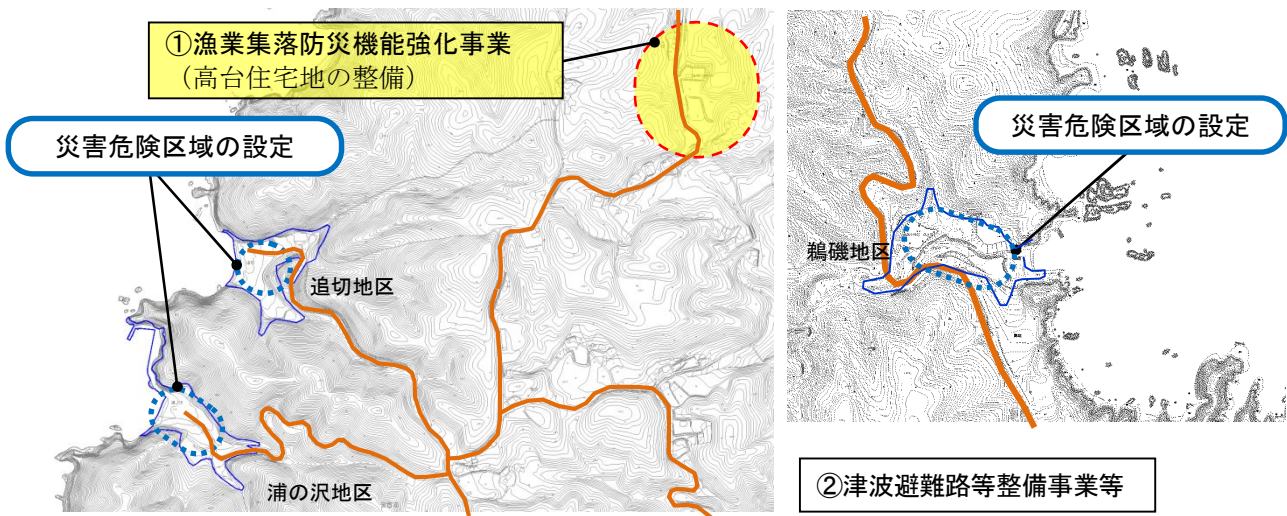
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【②津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
①漁業集落防災機能強化事業			住宅建築			
②津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(28) 荒巻地区、(29) 音部地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

荒巻地区、音部地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

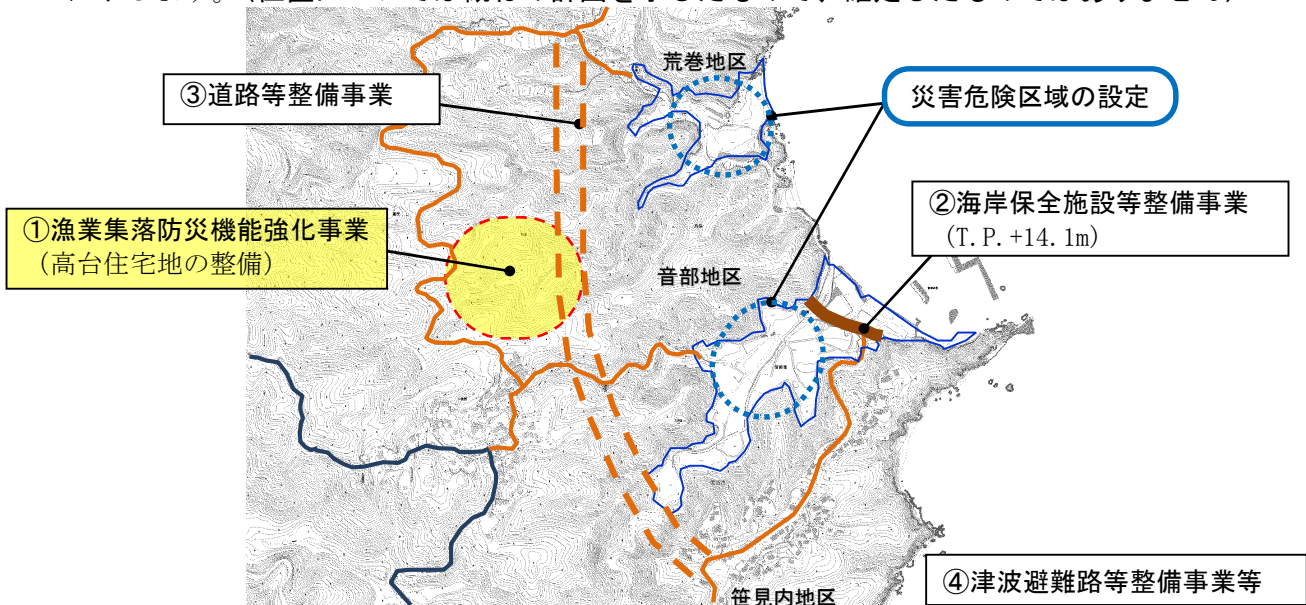
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・音部地区は、防潮堤等を整備（T.P. +14.1m）します。【②海岸保全施設等整備事業】
- ・荒巻地区と笹見内地区を結ぶ道路を整備します。【③道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【④津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度以降
① 漁業集落防災機能強化事業						
② 海岸保全施設等整備事業						
③ 道路等整備事業						
④ 津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(30) 重茂里地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

重茂里地区は、居住地の高台移転等と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

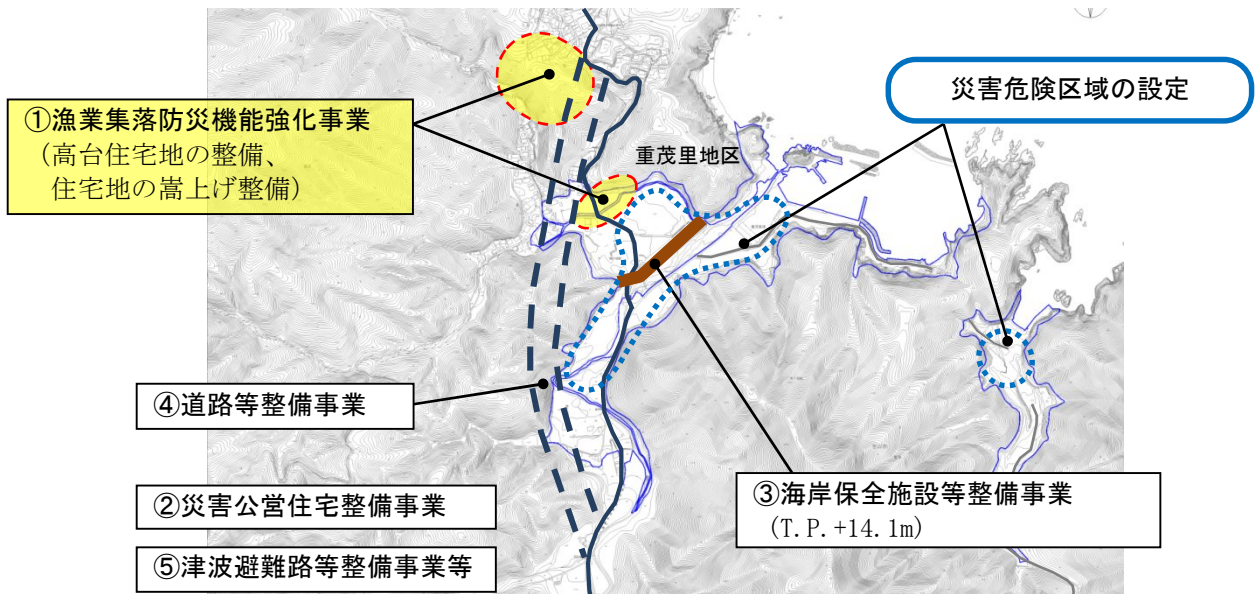
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。また、従前地での再建希望者に対応する嵩上げ住宅地を整備します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。【②災害公営住宅整備事業】
- ・防潮堤等を整備（T.P.+14.1m）します。【③海岸保全施設等整備事業】
- ・津波災害時に集落の孤立を防ぐ県道の整備を要望します。【④道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑤津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①漁業集落防災機能強化事業			住宅建築			
②災害公営住宅整備事業						
③海岸保全施設等整備事業						
④道路等整備事業						
⑤津波避難路等整備事業等						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(31) 千鷲地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

千鷲地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

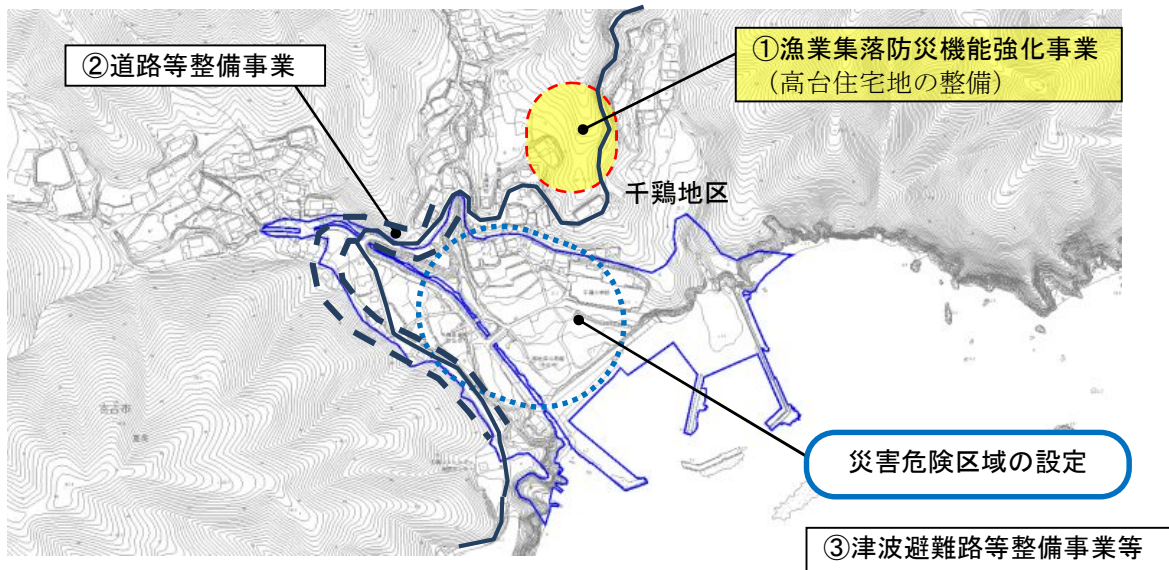
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・津波災害時に集落の孤立を防ぐ県道の整備を要望します。【②道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【③津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①漁業集落防災機能強化事業			住宅建築			
②道路等整備事業	→					
③津波避難路等整備事業等	→					

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(32) 石浜地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

石浜地区は、居住地の高台移転と安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

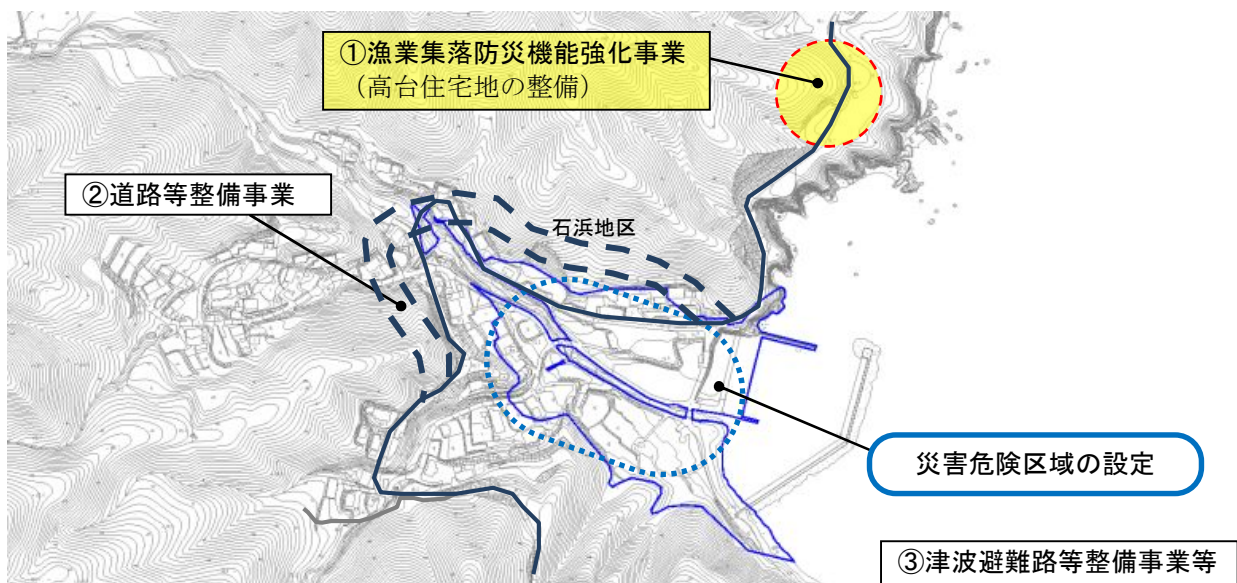
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）は、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①漁業集落防災機能強化事業】
- ・津波災害時に集落の孤立を防ぐ県道の整備を要望します。【②道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【③津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度 以降
①漁業集落防災機能強化事業	→					
		住宅建築				
②道路等整備事業	→					
③津波避難路等整備事業等	→					

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

(33) 川代地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

○川代地区は、安全で良好な漁村環境の形成を推進します。

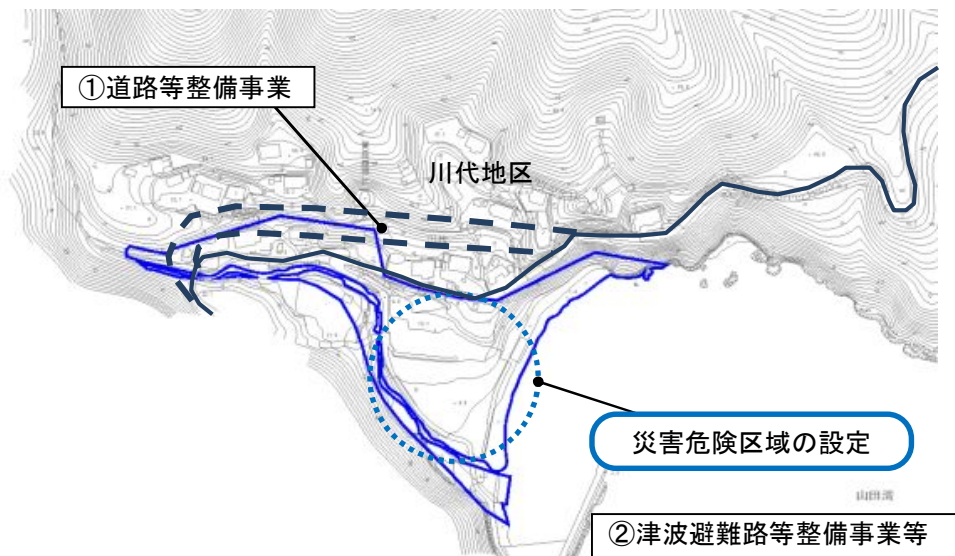
■復興まちづくり方針

- ・最大クラスの津波による予想浸水深が1 m以上の区域（浸水深1 m未満と予想される区域を含む）について、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。
- ・津波災害時に集落の孤立を防ぐ県道の整備を要望します。【①道路等整備事業】
- ・避難路、避難所等については、平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【②津波避難路等整備事業等】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。（位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません）



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
①道路等整備事業	→	→	→	→	→	→
②津波避難路等整備事業等	→	→	→	→	→	→